

報 告 第 30 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり
専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年12月3日提出

新居浜市長 石川 勝 行

和 解 に つ い て

⑤

処 分 書

専 決 第 2 0 号

和 解 に つ い て

市営住宅滞納家賃の支払等について、次のとおり和解する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成25年9月26日

新居浜市長 石 川 勝 行

1 和解の相手方 （省 略）

2 事件の概要

新居浜市は、相手方に対し、市営住宅滞納家賃等について、督促、催告等再三の納付指導を行ってきたが、その履行がないため、相手方を被告として、平成25年8月14日松山地方裁判所西条支部に、次に掲げる物件（以下「本件物件」という。）の明渡し及び滞納家賃等の支払を請求する訴えを提起した。

物件の表示 （省 略）

3 和解の内容

- (1) 相手方は、新居浜市に対し、本件物件の平成25年9月30日までの未払賃料45万4,200円及び督促手数料1,900円の合計45万6,100円の支払義務があることを認める。
- (2) 相手方は、新居浜市に対し、前号の金員45万6,100円を平成25年10月4日までに、新居浜市発行の住宅家賃納付書にて伊予銀行新居浜市役所出張所で振り込む方法にて支払う。
- (3) 新居浜市は、相手方から前号の金員の支払があったことを確認でき次第、相手方に対して、松山地方裁判所西条支部に提起している市営住宅明渡等請求の訴えを遅滞なく取り下げ、相手方との賃貸借契約を従来どおり継続することを承認する。